

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月6日

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

沖縄県北部医療組合条例第1号

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例(令和5年沖縄県北部医療組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「9人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。